

31環活第233-12号

令和元年11月19日

渥美風力開発株式会社

代表取締役社長 松本 智 殿

愛知県知事



(仮称)田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての
知事意見について(通知)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市町長(田原市長及び南知多町長)の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境局環境政策部

環境活動推進課環境影響評価グループ

電話 052-954-6211(ダイヤルイン)

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見

事業者は、「1 事業計画の見直し」を踏まえて、事業計画を見直す必要がある。

その上で、他の事業実施区域において事業を計画する場合には、「2 全般的な事項」以下の事項について検討し、その経緯及び内容を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載する必要がある。

1 事業計画の見直し

(1) 計画段階環境配慮書手続は、事業計画を検討する早期の段階において、「位置・規模の複数案」をできる限り設定した上で、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものである。

一方、本事業の事業実施想定区域（以下「区域」という。）の全域が三河湾国定公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、区域の一部が保安林に指定されており、重要な自然環境のまとまりの場となっているが、事業者は、これらの指定範囲を考慮して区域を設定しておらず、区域内には動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性が高いことから、動物及び植物の生息・生育環境の保全の見地から区域が検討されているとは言い難い。

また、事業者は、区域を広めに設定し、配慮書以降の手続において絞り込むことを「位置・規模の複数案」としているが、事業の規模を考慮すると、今後の手続において環境影響の回避、低減に向けて事業実施区域を絞り込む余地がほとんどないと考えられることから、適切に複数案を設定したとは言い難い。

以上のことから、本配慮書は、配慮書手続の趣旨である、事業計画を検討する早期の段階における重大な環境影響の回避、低減の検討が不十分であり、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

このため、重要な自然環境のまとまりの場の改変を回避するよう、事業計画を再検討すること。

(2) 事業者は、騒音及び超低周波音、風車の影並びに景観への影響について、風力発電機の配置を検討することで重大な影響を回避又は低減できる可能性があると評価しているが、風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられることから、これらの影響が懸念される。

特に、景観への影響については、区域周辺の国定公園内には主要な眺望点が複数存在するとともに、風力発電機の見えの大きさ（垂直視野角）は「圧迫感はあまり受けない」とされる垂直視野角を超えると予測されていることなどから、地形改変及び施設の存在に伴う重大な影響が懸念される。

このため、これらの環境影響を回避するよう、事業計画を再検討すること。

2 全般的事項

(1) 事業実施区域の周辺に既設の風力発電所（以下「既設風力発電所」という。）が稼働している場合には、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関する本事業との累積的な影響が懸念される。

このため、既設風力発電所に係る騒音の状況及び鳥類の風力発電機への衝突状況等に関する情報収集に努めるとともに、当該情報を踏まえ、累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

(2) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

3 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施区域の近傍に住宅等が存在している場合には、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電機をできる限り住宅等から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月、環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 動物、植物、生態系

(1) 伊良湖岬周辺は鳥類の渡りルートとなっていることなどから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機へのバードストライクや移動経路の阻害等が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

なお、調査においては、飛翔軌跡、飛翔高度、既設風力発電所等の構造物の回避行動、餌場やねぐら等への移動経路及び渡りの経路等の記録が重要となることに十分に留意して、適切な調査の手法を検討すること。また、夜間調査の実施についても検討すること。

(2) 事業実施区域の周辺に重要な自然環境のまとまりの場が存在するなど、動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性がある場合には、動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 景観

事業実施区域の周辺に主要な眺望点等が存在している場合には、地形改変及び施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、景観への影響を回避、低減するとともに、主要な眺望点から展望する場合の著しい妨げにならない事業計画とすること。

また、調査、予測及び評価の手法の検討に当たっては、眺望点となる施設の管理者及び利用者、地域住民並びに関係自治体等の意見を踏まえること。

6 その他

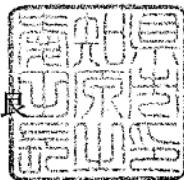
方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

また、インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

19田環第242号
令和元年10月15日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良



(仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(回答)

令和元年9月3日付け31環活第233-2号で照会のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音、振動等により地域住民の生活環境に影響がないように十分に配慮すること。
- 2 主要な眺望点からの眺望景観について配慮をすること。
- 3 鳥類等の野生動植物の生息・生育に影響がないよう十分な対策を講じること。

以上

担当 田原市 市民環境部 環境政策課
TEL 0531-23-3541



31南知多環第1122号
令和元年10月4日

愛知県知事 大村秀章 様

知多郡南知多町長 石黒和彦



(仮称)田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
について(回答)

令和元年9月3日付け31環活第233-2号で照会のありましたこと
につきましては、意見はありません。

担当 厚生部環境課 環境保全係
電話 0569-65-0711
FAX 0569-65-0694
Eメール kankyo@town.minamichita.lg.jp

